

## 入札説明書

令和4年札幌市告示第2470号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和4年6月20日

2 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階  
札幌市子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課 手当給付係 担当：松田  
電話（011）211-2988

3 入札に付する事項

(1) 調達件名

令和4年度児童扶養手当現況届送付に係る封入・封かん業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日～令和4年7月19日

(4) 入札方法

単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって決定額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 令和2年度～令和4年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「その他サービス業」、小分類「他に分類されないサービス業」、取扱品目「封入封緘」に登録があること。

(2) 他業務を含む本市の過去3年間の類似業務について、良好な履行実績があること。

(3) 綿密な打合せを必要として、不測の事態に対応できるよう、所在地区分が「市内」もしくは札幌市内に本店又は支店等があること。

(4) 自社の設備で全ての作業が可能であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 入札書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていない者であること。

- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人間関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 号第 2 項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合
- (10) (札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者であること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
上記 2 に同じ。

- (2) 入札書の受領期限  
令和 4 年 6 月 30 日（木）13 時 30 分（送付の場合は必着のこと。）

- (3) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙 1 の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 4 年度児童扶養手当現況届送付に係る封入・封かん業務の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 4 年度児童扶養手当現況届送付に係る封入・封かん業務の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 本件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 4 年 6 月 27 日（月）

17 時までの間に提出すること。

ウ 質問に対する回答

上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙 2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

日時 令和 4 年 6 月 30 日（木）14 時 00 分

場所 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 3 階

子育て支援課事務室（入札室）

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 6 その他

### (1) 入札保証金 免除

### (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

### (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札関係職員の求めがある場合、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等については、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

### (4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項 契約書（案）（別紙3）のとおり